

釧路川流域委員会

第10回委員会資料

平成19年10月30日

北海道開発局
北海道

－第10回 釧路川流域委員会－

日時：平成19年10月30日(火) 15:30～17:30

場所：釧路合同庁舎 5F 共用会議室

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

- 1) 釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)について
 - ・第9回流域委員会におけるご意見について
 - ・関係住民からのご意見について

3. その他

- ・今後のスケジュールについて

4. 閉 会

釧路川流域委員会 名簿

名称	氏 名	所 属	役 職	備考
委員	うち じま くに ひで 内 島 邦 秀	北見工業大学 工学部	元教授	副委員長
委員	お がわ たつ ゆき 小 川 龍 幸	北海道標茶高等学校	校 長	
委員	かめ い てる お 亀 井 照 夫	北海道旅客鉄道(株)釧路支社	支社長	
委員	こ いそ しゅう じ二 小 磯 修 二	釧路公立大学(地域経済研究センター長)	教 授	委員長
委員	さ たけ なお こ 佐 竹 直 子	(株)北海道新聞釧路支社	記 者	
委員	すぎ さわ たく お 杉 沢 拓 男	NPO 法人トラストサルン釧路	事務局長	
委員	たか とり つよし 高 取 剛	標茶町農業協同組合	組合長	
委員	たか やま すえ きち 高 山 末 吉	釧路自然保護協会	会 長	
委員	つじ い たつ いち 辻 井 達 一	財団法人 北海道環境財団	理事長	副委員長
委員	はま たか し 濱 隆 司	釧路水産用水汚濁防止対策協議会	顧 問	
委員	い とう よし たか 伊 東 良 孝	釧路市	市 長	
委員	さ とう ひろ たか 佐 藤 廣 高	釧路町	町 長	
委員	いけ だ ゆう じ二 池 田 裕 二	標茶町	町 長	
委員	とく なが てつ お 徳 永 哲 雄	弟子屈町	町 長	
委員	ひ の うち まさ し 日野浦 正 志	鶴居村	村 長	

敬称略

－第10回 釧路川流域委員会 配布資料一覧－

議事次第

委員名簿

釧路川流域委員会設置要領

釧路川流域委員会運営要領

第9回委員会審議要旨

第9回委員会ニュースレター

資料1 第9回流域委員会におけるご意見について

資料2 釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)の補足説明について

資料3 関係住民からのご意見について

参考資料1 釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)の平面図について

参考資料2 釧路川水系河川整備基本方針 本文

参考資料3 釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案) 本文

釧路川流域委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、釧路川の整備の現状及び将来の状況を考慮して河川整備計画を作成するため、北海道開発局と北海道が共同で釧路川流域委員会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北海道開発局及び北海道は共同で、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 釧路川河川整備計画の案に関する北海道開発局長（以下「局長」という。）及び北海道知事（以下「知事」という。）への意見
- (2) 釧路川河川整備計画の案に係る住民等からの意見聴取の結果に関する局長及び知事への助言

(組織)

第4条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから釧路開発建設部長及び釧路土木現業所長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の事務を総括する。
- 5 副委員長は、委員の中から委員長があらかじめ指名し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 6 委員会は必要に応じ、部会を設置することができる。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開するものとする。
- 4 河川管理者は、委員から説明等を求められたとき、委員長の許可を得たとき等において、説明、意見の表明等を行うことができる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長及び知事に要請することができる。

(委員会に関する事務の処理)

第6条 委員会に関する事務は、北海道開発局釧路開発建設部治水課及び北海道釧路土木現業所治水課が共同で処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年10月18日から施行する。

1. 釧路川流域委員会運営要領

本運営要領は、釧路川流域委員会設置要領（平成14年10月18日付け、以下「設置要領」という。）に基づき、釧路川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員長の選出

委員長を小磯委員とする。

(2) 副委員長の指名

副委員長を辻井委員と内島委員とする。

(3) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、委員長の確認を得なければならない。

(4) 会議の公開

会議については、公開で審議する。

(5) 会議資料等の公開

会議資料・議事概要は公開とし、事務局はホームページ等での閲覧が可能となるような措置を講ずる。但し、委員長が個人情報等公開することが適当でないと判断したものについては、公開しないものとする。

(6) 委員会の事務

事務局は、委員長の指示を受けて以下の事務を行う。

① 会議資料(案)の作成

② 議事概要(案)の作成

③ 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成

④ その他

2. 運営要領の見直し

本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができるものとする。

3. 施行期日

本運営要領は、平成14年10月18日から施行する。

2. 流域委員会の情報公開について

(1) 委員会の公開

① 一般傍聴者の受け入れ

- 一般傍聴者の受け入れは、全ての希望者が傍聴できるよう可能な限り配慮することを基本とする。

② 一般傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。但し、会場に入れきれない場合は先着順とする。

③ 会議の開催案内方法

- 記者発表やホームページに掲載する等、できる限り広く周知する。

(2) 委員会資料・審議結果等の情報公開

① 当日の委員会資料の配布

- 一般傍聴者には委員会資料を配布する。

② 議事概要・会議資料の公表

- 議事概要を公表する。
- 議事概要の公表にあたっては、委員長の責任において行う。
- 会議資料は、北海道開発局や北海道等の関係機関において、供覧・貸し出しを行う。また、会議資料や議事概要のホームページへの掲載、委員会概要チラシの作成、記者会見（委員長が必要と認める場合）等により、できる限り広く周知する。

3. 関係住民等の意見聴取について

(1) 情報の提供

- 委員会の公開（ホームページ、チラシ、記者発表、資料閲覧等）
- 整備計画概要版の配布
- 住民説明会の実施
- 河川整備計画（原案）の公告・縦覧

(2) 住民意見の聴取方法

- ホームページ上に意見募集の仕組みをつくる
- 釧路開発建設部及び釧路土木現業所等に意見受付担当窓口を設置し、意見書の提出を受け付ける
- 公聴会の実施

第9回 釧路川流域委員会

審議要旨

日時：平成19年7月10日(火) 13:30～16:30

場所：釧路市観光国際交流センター 3F 研修室

出席者：小磯委員長、辻井副委員長、内島副委員長、小川委員、亀井委員、佐竹委員
高山委員、濱委員、佐藤委員、池田委員、徳永委員、日野浦委員
(以上委員12名)

- 釧路川流域における家屋、農地などへの災害防止のための確実な河川整備を行っていただきたい。
- 工事対象となる地域の方々への説明を行い、理解を得てから着手していただきたい。
- 魚類などの移動の連続性については、シシャモのほかにイトウ、サケ科魚類、外来種を除く魚種の生息・生育環境の保全についても記載していただきたい。
- 樋門が魚類の移動の連続性を遮断している事例が調査し改善することを検討して頂きたい。
- 本流から支流の数河川を禁漁措置とし、流域の森林再生・保全処置等を実施し、イトウ等サケマス保護増殖河川を流域住民と協議の上、設定することを検討して頂きたい。
- 津波の河川遡上によって津波が跳ね返り高くなるなど、横堤を越える危険が想定されないか。
- 堤防断面が不足する区間や未整備区間の堤防断面の早期整備とあわせて堤防機能の維持や安全性の確保が図られるよう要望する。
- 河川遡上時における津波の挙動及び影響についての検証を行うとともに、必要に応じてその対策を講じていただくよう要望する。
- 水質の保全に関する総合的対策や、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努めていただきたい。

- 釧路湿原自然再生事業は重要と考えており、国、北海道、流域自治体が連携し、河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観やラムサール条約登録以前のような湿原環境の再生が図られるよう要望する。
- 外来植生が河道内で大きな群落をつくってしまうと湿原域や自然再生事業に含まれるエリアへの影響も考えられるので、河川の維持管理と自然再生事業との整合性を謳っておいたほうが良いと思う。
- 整備計画（原案）の記述で、「努める」という表現は非常に広範囲であり、言葉の意味を明確にすべきではないか。
- 治水工事あるいは自然再生を行うときに、線路が冠水しないよう考慮して頂きたい。
- 自然再生を目的とする事業と治水事業が一緒に見られるようになると非常に分かりやすいと思う。
- 整備計画全体を見ると非常に良くできており、問題は何処まで実施出来るかということ。重要な所と後回しで良い所とを整理することが必要ではないか。
- 釧路湿原については必要なことはやるべきだと思うことから、問題点をきちっと洗い直し、優先順位をつけ、流域全体をみて支流を含めて考えることが必要。
- 釧路川ではイトウが絶滅に瀕しているため、最も生息密度の高い所を禁漁河川にするような事も、この中で議論できないか。
- 魚類等の移動の連続性については十分配慮された記述になっていると思う。河床の安定化については実際に安定するかは上流部からの河川改修が大事になると思い、更なる留意をお願いしたい。直線化する河川改修についてはやめてほしいと改めて注文したい。
- 災害時の河川周辺住民の安全性について、釧路川では 1メートル程度の土盛りをしているが、最近の海面上昇あるいは津波を考えると、科学的に計算した対策が必要である。もう少し安全性をプラスするような事を考慮してもらいたい。
- 周辺住民からは水位高が年々上がっているという話を聞く。計画水位高をどこまでにするのか、教えていただきたい。

- 自然再生事業の中でも住民の安全を第一に考え、産業等の人の営みも担保されていると考えているが、河川整備計画との整合性をお聞かせ願いたい。
- コスト面からの異常豪雨に対する整備については、現実面として対応には無理がある。近年の大雨による危険箇所を整備することとなっており、妥当な計画と思う。大事なはその時点その時点で一番妥当性のある方法で住民の安全を守ることと考える。
- 全体的には、流域全体の治水なり利水、さらには環境も含め満足している。
- 生き物が上りやすくなるよう釧路川の本流と支流の重なる部分について、配慮してもらえれば有り難く、各市町村でも考慮してほしい。
- 美留和地区は、自然のままの蛇行で、2～3メートルの深いところもあることから、そういうものは残しながら釧路川をつくって頂ければ良いと思う。
- 個人的には上流から河口まで横断工作物が一つもない全国でも貴重な釧路川の特性を地域の発展にどう結びつけていくか、きっちり位置づけて頂きたいと思う。
- 整備計画については問題ないと思う。水質検査の結果が近年だんだん悪くなっていると出ているが、若干疑問に思う。具体的な水質調査方法をお聞きしたい。
- 過去の釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会並びに自然再生協議会での討議結果を基に、河川環境の整備と保全に関して非常にきめ細かい計画になっていると思う。
- 最近は非常に気候変動が激しいため、超過洪水対策についても、きちっとした計画を立てるべきではないかと思う。
- 気温が非常に下がる時期は流域表面が凍結し、湿原の貯水効率が異なり、都市化と同様に雨が降ると一気に流出する。それについて検討しているか。

第 9 回委員会 ニュースレター

釧路川 流域委員会

NEWS
No. 9

第9回委員会を
平成19年7月10日に
開催しました。



▲第9回釧路川流域委員会の様子

釧路川
流域委員会
とは？

北海道開発局及び北海道では、今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「釧路川水系河川整備計画」を策定するに当たり、河川法第16条 2項に基づき、学識経験者等から意見をいただくことを目的として「釧路川流域委員会」を設置しています。

平成19年7月10日に(火)、釧路市観光国際交流センターにおいて「第9回釧路川流域委員会」が開催されました。委員会では、釧路川水系河川整備基本方針及び釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)について事務局から説明があり、整備計画【国管理区間】(原案)について議論がなされました。

●釧路川水系河川整備計画の整備目標の考え方

河川整備の 基本理念

釧路川の整備計画では、

- ・道東地域の中心都市である釧路市を有している
- ・恵まれた農林水産資源を生かした酪農業や水産業等の地域産業が展開される地域である
- ・2つの国立公園を抱えるなど優れた自然環境に恵まれた地域である

という特徴を踏まえ、河川環境と地域の人々の生活、産業活動との共生を図りながら地域社会の安定的な発展を目指し、次のような方針に基づき総合的、効果的、効率的に推進します。

治水 洪水等による災害の発生防止又は軽減について

- ・洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、河道断面が不足している箇所については、河積の増大により水位低下を図ります。
- ・本支川及び上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう水系として一貫した整備を行います。
- ・釧路川流域は地震多発地帯であり、地震や津波に対する対策を行います。

利水 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について

- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進します。

環境 河川環境の整備と保全について

- ・釧路川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育環境の保全・形成を図ります。
- ・釧路川流域の貴重な財産であるとともに、多種多様な動植物の生息・生育の場である釧路湿原の保全・復元に努めます。
- ・観光等地域の産業の持続的な発展と自然環境の保全の両立を目指します。
- ・流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら川づくりを推進します。
- ・市街地や酪農地帯及び湿原地帯と調和した釧路川らしい水辺景観の保全・形成に努めます。

維持管理 河川の維持について

- ・治水・利水・環境のための総合的な視点に立った維持管理を行います。
- ・地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築します。
- ・河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを行い、その状態の変化に応じた順応的管理に努めます。

◆第9回釧路川流域委員会 審議要旨◆

■釧路川水系河川整備計画[国管理区間](原案)について

- 釧路川流域における家屋、農地などへの災害防止のための確実な河川整備を行っていただきたい。
- 工事対象となる地域の方々への説明を行い、理解を得てから着手していただきたい。
- 魚類などの移動の連続性については、シシャモのほかイトウ、サケ科魚類、外来種を除く魚種の生息・生育環境の保全についても記載していただきたい。
- 樋門が魚類の移動の連続性を遮断している事例が調査し改善することを検討して頂きたい。
- 本流から支流の数河川を禁漁措置とし、流域の森林再生・保全処置等を実施し、イトウ等サケマス保護増殖河川を流域住民と協議の上、設定することを検討して頂きたい。
- 津波の河川遡上によって津波が跳ね返り高くなるなど、横堤を越える危険が想定されないか。
- 堤防断面が不足する区間や未整備区間の堤防断面の早期整備とあわせて堤防機能の維持や安全性の確保が図られるよう要望する。
- 河川遡上時における津波の挙動及び影響についての検証を行うとともに、必要に応じてその対策を講じていただくよう要望する。
- 水質の保全に関する総合的対策や、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努めていただきたい。
- 釧路湿原自然再生事業は重要と考えており、国、北海道、流域自治体が連携し、河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観やラムサール条約登録以前のような湿原環境の再生が図られるよう要望する。
- 外来植生が河道内で大きな群落をつくってしまうと湿原域や自然再生事業に含まれるエリアへの影響も考えられるので、河川の維持管理と自然再生事業との整合性を謳っておいたほうが良いと思う。
- 整備計画(原案)の記述で、「努める」という表現は非常に広範囲であり、言葉の意味を明確にすべきではないか。
- 治水工事あるいは自然再生を行うときに、線路が冠水しないよう考慮して頂きたい。
- 自然再生を目的とする事業と治水事業が一緒に見られるようになると非常に分かりやすいと思う。
- 整備計画全体を見ると非常に良くできており、問題は何処まで実施出来るかということ。重要な所と後回しで良い所とを整理することが必要ではないか。
- 釧路湿原については必要なことはやるべきだと思うことから、問題点をきちんと洗い直し、優先順位をつけ、流域全体をみて支流を含めて考えることが必要。
- 釧路川ではイトウが絶滅に瀕しているため、最も生息密度の高い所を禁漁河川にするような事も、この中で議論できないか。
- 魚類等の移動の連続性については十分配慮された記述になっていると思う。河床の安定化については実際に安定するかは上流部からの河川改修が大事になると思い、更なる留意をお願いしたい。直線化する河川改修についてはやめてほしいと改めて注文したい。
- 災害時の河川周辺住民の安全性について、釧路川では1m程度の土盛りをしているが、最近の海面上昇あるいは津波を考えると、科学的に計算した対策が必要である。もう少し安全性をプラスするような事を考慮してもらいたい。
- 周辺住民からは水位高が年々上がっているという話を聞く。計画水位高をどこまでにするのか、教えていただきたい。

- 自然再生事業の中でも住民の安全を第一に考え、産業等の人の営みも担保されていると考えているが、河川整備計画との整合性をお聞かせ願いたい。
- コスト面からの異常豪雨に対する整備については、現実面として対応には無理がある。近年の大雨による危険箇所を整備することになっており、妥当な計画と思う。大事なはその時点その時点で一番妥当性のある方法で住民の安全を守ることと考える。
- 全体的には、流域全体の治水なり利水、さらには環境も含め満足している。
- 生き物が上りやすくなるよう釧路川の本流と支流の重なる部分について、配慮してもらえれば有り難く、各市町村でも考慮してほしい。
- 美留和地区は、自然のままの蛇行で、2~3mの深いところもあることから、そういうものは残しながら釧路川をつくって頂ければ良いと思う。
- 個人的には上流から河口まで横断工作物が一つもない全国でも貴重な釧路川の特性を地域の発展にどう結びつけていくか、きっちり位置づけて頂きたいと思う。
- 整備計画については問題ないと思う。水質検査の結果が近年だんだん悪くなっていると出ているが、若干疑問に思う。具体的な水質調査方法をお聞きたい。
- 過去の釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会並びに自然再生協議会での討議結果を基に、河川環境の整備と保全に関して非常にきめ細かい計画になっていると思う。
- 最近是非常に気候変動が激しいため、超過洪水対策についても、きちっとした計画を立てるべきではないかと思う。
- 気温が非常に下がる時期は流域表面が凍結し、湿原の貯水効率が異なり、都市化と同様に雨が降ると一気に流出する。それについて検討しているか。

◆釧路川流域委員会 委員◆

○は委員長
◎は副委員長

所 属	職 名	氏 名	出 欠
北見工業大学 工学部	元 教授	内 島 邦 秀	○ ○
北海道標茶高等学校	校 長	小 川 龍 幸	○ ○
北海道旅客鉄道(株)釧路支社	支 社 長	カメ イ テル 井 照 夫	○ ○
釧路公立大学(地域経済研究センター長)	教 授	コ イ ショウ 小 磯 修 二	◎ ○
(株)北海道新聞社 釧路支社	記 者	サ タケ ナオ 佐 竹 直 子	○ ○
NPO法人トラストサルン釧路	事 務 局 長	スキ サワ タク 杉 沢 拓 男	○ ×
標茶町農業協同組合	組 合 長	タカ トリ ユウジ 高 取 剛	○ ×
釧路自然保護協会	会 長	タカ ヤマ スエ キチ 高 山 末 吉	○ ○
財団法人 北海道環境財団	理 事 長	ツジ ツジ 辻 井 達 一	○ ○
釧路水産用水汚濁防止対策協議会	顧 問	ハマ 濱 タカ シ 濱 隆 司	○ ○
釧 路 市	市 長	イ トウ ヨシ タカ 伊 東 良 孝	○ ×
釧 路 町	町 長	サ サ トウ ヒロ タカ 佐 藤 廣 高	○ ○
標 茶 町	町 長	イケ イケ 池 田 裕 二	○ ○
弟 子 屈 町	町 長	トク ナガ テツ オ 徳 永 哲 雄	○ ○
鶴 居 村	村 長	ヒ ノ ユウ マサ シ 日 野 浦 正 志	○ ○

あしたを創る 北の知恵
国土交通省
北海道開発局

 釧路開発建設部治水課
〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地
TEL(0154)24-7000
<http://www.ks.hkd.mlit.go.jp>

 北海道釧路土木現業所事業部治水課
〒085-0006 釧路市双葉町6番10号
TEL(0154)23-6111
<http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/ks-srdg/index.htm>

釧路川流域委員会

釧路川流域委員会の資料は、上記の釧路開発建設部のホームページでご覧いただけます。